

別記

第1号様式（第3条関係）

鹿屋市緊急告知FMラジオ受信機（追加）設置申請書兼設置不要書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

1 緊急告知FMラジオ受信機設置の申請をされる方

緊急告知FMラジオ受信機の（追加）設置について、申請します。

なお、借用に当たっては、設置に伴う誓約事項を遵守します。

申請の種類（いずれかの番号に○印を付けてください。）

(1) 新規

(2) 追加

2 緊急告知FMラジオ受信機の設置が不要な方

私は、鹿屋市から防災行政情報を伝達するためのFMラジオ受信機の設置は希望しません。

この場合において、防災行政情報が伝達されなくても、市に対し、何ら責任を問いません。

設置不要とする理由（いずれかの番号に○印を付けてください。）

(1) 同一生計の別世帯で設置申請を行っているため

（申請を行った世帯主名： ）

(2) その他

※上記1か2のいずれかに○を付けて、以下の必要事項を記入してください。

住所	鹿屋市		
設置場所	鹿屋市		
フリガナ		生年月日	
世帯主氏名		印	年 月 日
電話番号	— —	— —	
別生計とする理由（※追加設置の場合に記入すること。）	記載例1：固定電話番号が別である。（携帯電話は不可） 世帯主〇〇－〇〇〇〇、申請者△△－△△△△ 記載例2：光熱水費（電気料金、ガス料金及び水道料金）の負担が別である。 ※領収書の写し等を添付してください。		

設置に伴う誓約事項

- 1 FMラジオ受信機及びその附属品（以下「ラジオ受信機等」という。）に係る電気料及び電池に要する費用は、利用者が負担すること。
- 2 家屋の新築、改築、移転等によるラジオ受信機等の移動に要する費用等、利用者の都合により生ずる費用は、利用者が負担すること。
- 3 ラジオ受信機等の設置及び修理等に必要な経費は、市が負担する。ただし、故意又は過失によるラジオ受信機等の亡失、破損、故障等の場合の機器の購入、交換及び修繕に要する費用は、利用者が負担すること。
- 4 使用目的以外に使用しないこと。
- 5 善良な管理の下に使用すること。
- 6 譲渡し、転貸し、又は売却しないこと。
- 7 ラジオ受信機等の改造等原型を変える行為をしないこと。
- 8 ラジオ受信機等の設置等の状況に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- 9 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにラジオ受信機等を返納すること。
 - (1) ラジオ受信機等が不要になったとき。
 - (2) 市外に転出するとき。
 - (3) 事業所の閉鎖、解散等があったとき。

当該設置申請書（追加）設置申請書に記載された個人情報については、鹿屋市緊急告知FMラジオ受信機の設置等に関する目的以外には使用しません。